

軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト

※ 軽減税率制度の実施に伴い、御社の事業に影響が生じ、どのような対応が必要になるかについて、以下の項目を参考にご確認ください。（確認を義務付けるものではありません。）

準備が必要な事項

ステップ1 まずは、軽減税率制度の内容をしっかり理解しましょう。

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納稅事務（税額の計算）

→ 詳しい内容については、国税庁ホームページ（【URL】<https://www.nta.go.jp/>）の軽減税率制度特設サイトに掲載されている「よくわかる消費税軽減税率制度」などの資料をご覧いただけます。詳しく述べる場合は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）【電話：0570-030-456】（又は、最寄りの税務署）にご相談ください。

- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

→ 中小企業・小規模事業者等の方は、レジや受発注システムの導入・改修等について、補助金交付制度の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局ホームページ（【URL】<http://kzt-hojo.jp/>）に掲載されている補助金に関する説明資料をご覧いただけます。軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話：0570-081-222】（又はIP電話等からは、03-6627-1317）にご相談ください。

（参考）全国の税務署等で、事業者の皆様向けに説明会を開催しています。

→ 幅広い事業者の皆様を対象に、全国で説明会を開催しておりますので、どうぞご参加ください。開催日程等は、軽減税率制度特設サイトに掲載し、随時更新しています。

ステップ2 対応が必要な事項を把握して、早目に準備に取り掛かりましょう。

- 影響が生じる事務の洗い出し、業務手順の見直し
□ 区分記載請求書から適格請求書への段階的な対応
□ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修
□ 会計システムや受発注システム等の導入・改修・入替
□ 補助金交付の申請手続き

→ 具体的な申請手続きについてのお問い合わせについては、軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話：0570-081-222】にご相談ください。

中小企業・小規模事業者等の皆様の負担に配慮して、レジ・システムのベンダーなどによる代理申請制度も用意されています。

準備が必要な事項

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分ができるか、実際に確認してみましょう。

- 売上・仕入商品につき、税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

→ 判断に迷ったり、分からぬことがある場合には、前記の「ステップ1」と同様に、軽減コールセンター（又は最寄りの税務署）へご相談ください。

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの準備テストはお済みですか？

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスターの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 導入・改修等したレジ・受発注システムの動作準備テスト

→ 補助金の交付申請手続きはお済みですか？（補助金の事業終了は2019年9月30日、申請受付期限は2019年12月16日）

ステップ5 いよいよ制度の実施に向けて、本格的な準備をしましょう。

- 商品毎の税率区分等をシステムに登録（商品マスターの整備）
 - 値札の付け替え、価格表示の変更準備など
 - 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）
- 見逃した準備はないか、もう一度確認してみましょう！

参考 準備が間に合わなかった中小事業者の方でも、以下の要件等に該当する場合には、

税額計算の特例を受けることができます。

- 売上げ（又は仕入れ）を税率ごとに区分することが困難

→ 上記の国税庁ホームページ（【URL】<https://www.nta.go.jp/>）をご覧いただくか、軽減コールセンター（又は最寄りの税務署）へご相談ください。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。